

路線名： 一般県道茅野停車場八子ヶ峰公園線他

箇所名： 茅野市 2 工区

小規模維持補修工事（道路）

特記仕様書

令和 7 年 2 月

長野県諏訪建設事務所

第1条 総則

この特記仕様書は長野県土木工事共通仕様書（建設部）（平成 21 年 5 月 13 日付け 21 建政技 61 号）（以下「共通仕様書」という。）に規定する特記仕様書で、小規模維持補修工事（道路）に適用する。

1. 当該工事の施工にあたっての一般的事項は、「共通仕様書」によるものとする。
2. 受注者は、別紙「道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る大規模地震発生時の道路パトロール運用要領（案）」（以下、「運用要領（案）」という。）により、大規模地震（震度 6 弱以上）が発生した場合、自主的に道路パトロールを行うこととする。

第2条 現場代理人及び主任技術者

1. 当該工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、請負者が入札時に提出した技術提案資料に記載した配置予定の者でなければならない。
2. 配置技術者は建設業法第 26 条第 1 項の規定によらなければならない。また、他の工事との兼務は可能とするがその工事の請負額が 4,500 万円以上の場合にはこの限りではない。
3. 現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。
4. 契約中における配置技術者の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付 国総建第 316 号）に定めるとおりとする。

第3条 施工計画書

1. 受注者は工事を実施するにあたって共通仕様書 1-1-1-6 に定める施工計画書を提出しなければならない。また、現場組織表を変更する場合は、速やかに提出しなければならない。
2. 受注者は施工計画書に基づき工事を実施する場合は、作業日、工程、箇所及び数量等について予め監督員と協議することとする。
3. 受注者は、運用要領（案）に基づくパトロールの実施体制表について、施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

第4条 貸付機械等

当該工事において長野県が管理する建設機械を受注者に貸し付ける場合は、その取扱いについて別途定めるものとする。

第5条 廃棄物及び建設副産物

1. 受注者は、本工事の施工に伴い発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
2. 共通仕様書第 1 編第 1 章 1-1-1-2 3 建設副産物の第 4 項、第 5 項及び第 6 項の規定における提出にあたっては、事前に監督員の確認を受けるものとする。

第6条 施工管理等

1. 当該工事の施工管理は、「長野県土木工事施工管理基準」によるものとする。
2. 当該工事の写真管理は、「写真管理基準」によるものとする。

第7条 工事中の安全確保

1. 受注者は工事の施工にあたっては周辺の地形・地質・交通状況等に応じ、十分な安全確保に努めなければならない。
2. 工事期間中、特に夜間においては道路灯、バリケード等を設置し、十分な安全確保を行わなければならない。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合には、その管理者と立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡したうえで応急措置を講じ、受注者の負担により補修しなければならない。
5. 交通規制を伴う工事を実施する場合には、原則として交通誘導警備員を配置するものとし、資格者又は経験1年以上のものとする。ただし、交通量が少ない場合は監督員との協議のうえ、信号による規制等に代えることができる。

第8条 概算数量

当該工事の発注にあたり示した数量は概算数量であり、詳細については監督員の指示によるものとする。

第9条 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。また、その雇用する職員についても同様とする。

第10条 工事成績

当該工事は精算額に係わらず「長野県工事成績評定要領」の対象工事とはならない。